

## 倉吉市住宅用太陽光発電システム等導入促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市住宅用太陽光発電システム等導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 補助金は、住宅用太陽光発電システム（以下「太陽光発電」という。）又は家庭用燃料電池システム（以下「家庭用燃料電池」という。）の導入に要する費用の一部を補助することにより、太陽光発電及び家庭用燃料電池の導入を促進し、分散型のエネルギー供給構造の構築及び地球温暖化対策に貢献すること並びに県内における太陽光発電関連産業等を振興することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、自らが居住する市内の住宅（店舗、事務所等との併用の住宅を含む。以下同じ。）に別表の左欄に掲げる対象設備を設置する個人に対し、同表の右欄に定める額の補助金を予算の範囲内で補助金を交付する。

### (交付申請)

第4条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

2 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類（対象設備が家庭用燃料電池である場合にあっては、第5号に掲げる書類を除く。）とする。

- (1) 対象設備の購入及び設置工事に係る契約書又は見積書の写し
- (2) 対象設備の形状、規格等を説明する資料
- (3) 対象設備の設置工事着手前の現況写真
- (4) 対象設備の設置予定箇所の位置図
- (5) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (6) 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）が対象設備を設置する建築物を所有していることを証する書類（申請の日から3か月前までの日において、作成、受付等が確認できるものに限る。）又は住宅の所有者の承諾書
- (7) その他市長が必要と認める書類

### (交付決定の通知)

第5条 規則第8条第1項の規定による通知は、様式第2号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の市長が別に指定する変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 対象設備の追加又は廃止に係る変更
- (2) 補助金の増額を伴う変更

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、対象設備の設置を完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 規則第17条第2項の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 対象設備の設置費に係る領収書の写し
- (2) 対象設備の設置工事完了後の現況写真
- (3) 対象設備の設置箇所の位置図  
(事業効果の報告)

第8条 補助事業者は、市長が事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握しようとするときは、市長の求めに応じて報告するものとする。

(補則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年7月1日から施行し、改正後の倉吉市住宅用太陽光発電システム導入促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に交付決定を受けている補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に設置工事の契約を締結した太陽光発電に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に交付決定を受けている補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に交付決定を受けている補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月2日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に交付決定を受けている補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

対象設備	補助金の額
<p>1 太陽光発電</p> <p>次のいずれの要件も満たすもの。</p> <p>(1) 1件当たりの太陽電池の最大出力（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をいう。以下同じ。）が10キロワット未満の太陽光発電で、次のいずれにも該当するもの。</p> <p>ア 日本工業規格、IEC等の国際規格に適合するものであること。</p> <p>イ 電力会社と電力受給契約を締結済み又は締結予定であること。</p> <p>ウ 未使用品であること。</p> <p>(2) 補助事業者が対象設備を購入する事業者及び設置工事を行う事業者が、それぞれ次のいずれにも該当するもの。</p> <p>ア 県内事業者（県内に本店、支店その他の営業拠点を有する事業者であって当該本店、支店その他の営業拠点が対象設備の販売又は設置工事の実施の主体であるものをいう。以下同じ。）であること。</p> <p>イ 補助事業者が代表者又は資本関係にある事業者（以下「補助事業者と同一とみなせる事業者」という。）でないこと。</p>	<p>最大出力1キロワット当たり50,000円を乗じて得た額又は総事業費（消費税及び地方消費税を除く。）から寄附金その他の収入の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額のうちいずれか低い額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）で、20万円を限度とする。</p>
<p>2 家庭用燃料電池</p> <p>次のいずれの要件も満たすもの。</p> <p>(1) 経済産業省の民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象設備として指定されたもの、又は同等以上の性能・品質であるもの。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p> <p>(3) 補助事業者が対象設備を購入する事業者及び設置工事を行う事業者が、それぞれ次のいずれにも該当するもの。</p> <p>ア 県内事業者であること。</p> <p>イ 補助事業者と同一とみなせる事業者でないこと。</p>	<p>家庭用燃料電池の設置に要した費用で、18万円又は総事業費（消費税及び地方消費税を除く。）から寄附金その他の収入の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）のうちいずれか低い額を限度とする。</p>

様式第1号（第4条、第7条関係）

倉吉市住宅用太陽光発電システム等導入促進事業計画（実績報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業計画（実績）

1	対象設備の設置予定場所	倉吉市	
2	設置する（した）対象設備		
3	着手（予定）年月日	平成 年 月 日	
4	完了（予定）年月日	平成 年 月 日	
5	事業に要する（した）経費の総額	太陽光発電 円 家庭用燃料電池 円	
6	太陽電池の（予定）最大出力	k W	
7	太陽光発電 施工事業者	所在地	
		商号又は名称	
		代表者氏名	
		連絡先	
		施工責任者	
		施工IDを持つメーカーの名称	
		施工ID番号	

2 収支予算（決算）

(1) 太陽光発電

ア 収入

区 分	予算額	決算額	備考
補 助 金	円	円	倉吉市補助金
自 己 資 金	円	円	
寄付金その他の収入	円	円	
	円	円	
計	円	円	

イ 支出

区 分	予算額	決算額	備考
太 陽 光 発 電	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	

(2) 家庭用燃料電池

ア 収入

区 分	予算額	決算額	備考
補 助 金	円	円	倉吉市補助金
自 己 資 金	円	円	
寄付金その他の収入	円	円	
	円	円	
計	円	円	

イ 支出

区 分	予算額	決算額	備考
省エネ設備等	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	

代行者住所		電話	
会社名		担当者名	

第 号  
年 月 日

様

倉吉市長 印

倉吉市住宅用太陽光発電システム等導入促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった倉吉市住宅用太陽光発電システム等導入促進事業費補助金については、倉吉市補助金等交付規則第6条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので、同規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった倉吉市住宅用太陽光発電システム等導入促進事業とする。
- 2 補助金の対象となる事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。
- 3 補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。

補助事業等に要する経費	金	円
内訳	住宅用太陽光発電システム導入	円
	家庭用燃料電池導入	円
補助金等の額	金	円
内訳	住宅用太陽光発電システム導入	円
	家庭用燃料電池導入	円

- 4 補助事業者は、倉吉市補助金等交付規則及び倉吉市住宅用太陽光発電システム導入促進事業費補助金交付要綱の規定を遵守しなければならない。
- 5 補助事業者は、市長の求めに応じて温室効果ガスの削減量を報告しなければならない。
- 6 この補助金に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。